

令和4年度

青森県基本計画
「選ばれる青森」
への挑戦
支え合い、共に生きる

大規模氾濫時の減災対策協議会・流域治水協議会
(全圏域合同)

青森県

1. 経緯経過について (p. 2-6)

- ・ 減災対策協議会：通算で8回目
令和3年度の減災対策協議会において、R4～R8の第二期取組方針を決定
- ・ 流域治水協議会：通算で青森圏域が4回目、その他圏域は3回目
令和3年度末までに県内すべての二級水系の流域治水プロジェクトを策定
- ・ 今回、新規参加、組織改正により両協議会の規約（青森、むつ圏域）を改正

2. ホットラインについて (p. 7-9)

- ・ H29.7以降導入
- ・ ホットラインは、県管理河川とダムにおいてp. 8-9のとおり運用しています。
- ・ 今後も適切な警戒避難に資するよう、ご対応を宜しくお願いします。

3. タイムラインについて (p. 10)

- ・ 令和元年6月までに県管理河川の洪水タイムラインを策定済
- ・ 国では「流域タイムラインの作成・活用」の推進を講じている。

4. 河川浸水想定区域について (p. 11)

- ・ 県では「洪水予報河川」と「水位周知河川」の河川浸水想定区域は指定済
- ・ 今後、その他小規模河川の河川浸水想定区域を令和7年度末までに指定予定
(市町村においては、引き続きハザードマップの作成をお願いします)

1. 経緯経過について (令和3年度までの開催状況)

令和2年度までの協議会開催一覧表

年度	日付	会議名	圏域
平成29年度	平成29年5月17日	第1回協議会	三八・上北圏域
	平成29年5月22日		西北圏域
	平成29年5月24日		青森圏域
	平成29年5月29日		むつ圏域
	平成29年7月25日	第1回幹事会	青森圏域
	平成29年7月26日		西北圏域
	平成29年7月27日		三八・上北圏域
	平成29年7月28日		むつ圏域
	平成29年12月14日	第2回幹事会	西北圏域
	平成29年12月15日		青森圏域
	平成29年12月22日		むつ圏域
	平成29年12月26日		三八・上北圏域
	平成30年1月18日	第2回協議会	西北圏域
	平成30年1月26日		青森圏域
平成30年1月30日	むつ圏域		
平成30年2月8日	三八・上北圏域		
平成30年度	平成30年5月11日	第3回幹事会	4圏域合同
	平成30年5月22日	第3回協議会	西北圏域
	平成30年5月25日		青森圏域
	平成30年5月29日		三八・上北圏域
	平成30年6月1日		むつ圏域
平成30年9月10日	意見交換会	県内7協議会合同 [※]	
平成31年3月13日	勉強会	県内7協議会合同 [※]	
令和元年度	令和元年5月14日	第4回幹事会	4圏域合同
	令和元年5月21日	第4回協議会	青森圏域
	令和元年5月28日		三八・上北圏域
	令和元年5月29日		西北圏域
	令和元年5月31日		むつ圏域
	令和元年8月28日	第5回幹事会	4圏域合同
令和元年11月27日	第6回幹事会	4圏域合同	
令和2年度	令和2年6月17日	第5回協議会	三八・上北圏域
	令和2年6月17日		むつ圏域
	令和2年6月17日		西北圏域
	令和2年6月17日		青森圏域

※県内の減災対策協議会(岩木川、馬淵川、高瀬川、青森圏域、三八・上北圏域、西北圏域、むつ圏域)を構成する市町村を対象とした合同開催

令和3年度 大規模氾濫時の減災対策協議会 経緯表

圏域名	回	日時	会議方式	その他
4圏域合同	第7回幹事会	令和3年5月25日(木) 11:00~12:00	WEB 会議形式	第1回流域治水協議会設立準備会を同時開催
むつ圏域	第6回協議会	令和3年6月1日(火) 15:00~16:30	WEB 会議形式	第1回むつ圏域流域治水協議会を同時開催
西北圏域	第6回協議会	令和3年6月2日(水) 9:00~9:50	WEB 会議形式	第1回西北圏域流域治水協議会を同時開催
三八・上北圏域	第6回協議会	令和3年6月2日(水) 10:30~11:40	WEB 会議形式	第1回三八・上北圏域流域治水協議会を同時開催
青森圏域	第6回協議会	令和3年6月4日(金) 10:00~11:20	WEB 会議形式	第1回青森圏域流域治水協議会を同時開催
4圏域合同	第8回幹事会	令和4年1月31日(月) 13:30~15:00	WEB 会議形式	流域治水協議会幹事会を同時開催 (青森圏域第2回、三八・上北圏域第1回、西北圏域第1回、むつ圏域第1回)
青森圏域	第7回協議会	令和4年3月31日(木) ※書面決議日	書面開催	
三八・上北圏域	第7回協議会	令和4年3月31日(木) ※書面決議日	書面開催	
西北圏域	第7回協議会	令和4年3月31日(木) ※書面決議日	書面開催	
むつ圏域	第7回協議会	令和4年3月31日(木) ※書面決議日	書面開催	

1. 経緯経過について (今回協議会・幹事会)

①大規模氾濫時の減災対策協議会

第8回協議会 (R4.8.10)

第9回幹事会 (R4.8.1)

②流域治水協議会

第4回協議会 (R4.8.10) : 青森圏域

第3回協議会 (R4.8.10) : 三八・上北圏域、
西北圏域、むつ圏域

第3回幹事会 (R4.8.1) : 青森圏域

第2回幹事会 (R4.8.1) : 三八・上北圏域、
西北圏域、むつ圏域

1. 経緯経過について（減対協） R4d～R8d取組方針の決定（R4.3.31策定済）

R3dまでの取組方針

- H29 当初方針策定 取組期間 H29～R3
取組内容 (1)円滑かつ迅速な避難のための取組
(2)被害軽減のための取組
(3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
(4)河川管理施設の整備等に関する対策
- R 2 変更方針策定 「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定(H31)」を受けて取組を拡充

取組の実施状況や周辺状況の変化

- 進捗が図られている取組がある一方、なかなか進まない取組もある
- 取組が進まない要因には、「関係機関との調整が多岐にわたること」、「情報やマンパワーの不足」等がある
- 近年の頻発化・激甚化する豪雨等により水防対応や住民避難の面で不安・懸念がある
- ★ 青森県内の二級水系全79水系を対象として
「流域治水協議会」を設立し、流域内各関係機関のハード・ソフト対策からなる「流域治水プロジェクト」を展開
- ★ 水防法の改正により、洪水浸水想定区域及び洪水ハザードマップの対象河川が大幅増

課題

- 気候変動の影響により頻発化・激甚化する豪雨等に備えるため、**関係機関の連携による取組継続が必要**
特に、関係機関相互の連携・調整を図るためには**認識及び情報を共有しておくことが重要**
- 洪水浸水想定及びハザードマップなど、また**新たに取組むべき事項もある**

新たな取組方針

- ◎ 基本的に目標や内容は**現行方針(R2変更版)**を踏襲することとし、実施時期等について時点修正を行う
- ◎ 新方針の**取組期間は5年間(R4～R8)**
- ◎ 主にハード対策など「**流域治水プロジェクト**」で取組む内容は**新方針から削除**
(新方針は水防・避難に関する取組だけとするが、一部重複あり)

全圏域 R4d～R8dの第二期取組方針を決定（R4.3.31）

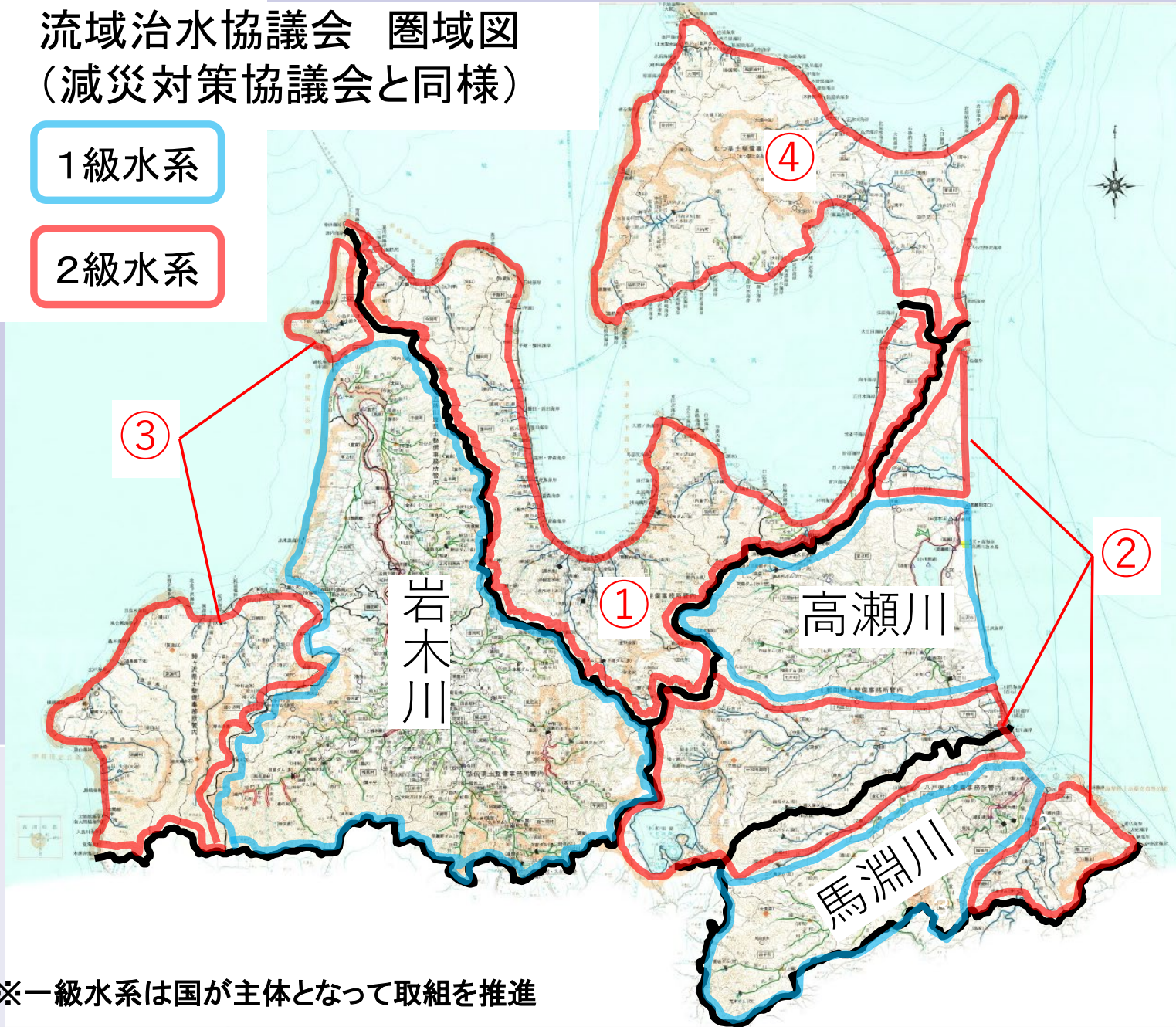
1. 経緯経過について（流域治水）

R4.3.30までに県内二級水系すべてプロジェクト策定済

流域治水協議会 圏域図
(減災対策協議会と同様)

1級水系

2級水系



※二級水系は県が主体となって取組を推進

(方針) 青森県の二級水系の多くは規模が小さいことから、圏域単位で協議会を設置し、市町村単位でプロジェクトを策定

二級水系(全79水系)

圏域	流域治水協議会【事務局：県】		流域治水プロジェクト
	構成市町村	設立	
① 青森	青森市 平内町 今別町 外ヶ浜町 蓬田村	野辺地町 横浜町	R3.6.4 青森市 R3.8.31策定
② 三八・上北	八戸市 五戸町 階上町 新郷村	十和田市 六戸町 おいらせ町 六ヶ所村	R3.6.2 R4.3.30策定
③ 西北	五所川原市 中泊町	鱒ヶ沢町 深浦町	R3.6.2 R4.3.30策定
④ むつ	むつ市 大間町 東通村	風間浦村 佐井村	R3.6.1 R4.3.30策定

※一級水系は国が主体となって取組を推進

一級水系 (全3水系)	流域治水協議会【事務局：国交省、県】		流域治水プロジェクト
	構成市町村	設立	
岩木川	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、板柳町、鶴田町、中泊町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	R2.9.18	R3.3.30策定
高瀬川	十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村	R2.9.18	R3.3.30策定
馬淵川	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、(岩手県関係市町村)	R2.9.18	R3.3.30策定

1. 経緯経過について (構成員の追加、組織改正による変更)

【青森圏域】 規約改正 (R4. 8. 10時点)

- ・ 大規模氾濫時の減災対策協議会 規約
- ・ 流域治水協議会 規約

(規約変更の理由)

①東北町の追加

青森県では、野辺地川上流・清水目ダム下流の浸水想定区域を令和4年度指定予定(東北町と野辺地町が範囲内)東北町は、ダム下流浸水想定区域が指定された後、ハザードマップなど関連することから、今回構成員に追加。

②今別町、野辺地町

組織改正による職位名の変更

【むつ圏域】 規約改正 (R4. 8. 10時点)

- ・ 大規模氾濫時の減災対策協議会 規約
- ・ 流域治水協議会 規約

(規約変更の理由)

①東通村

組織改正による職位名の変更

2. ホットラインについて

- ホットラインとは、洪水予報によって提供している情報に加え、現状及び今後の水位上昇の見込みや避難指示発令の是非について、直接、**河川管理者から市町に電話**等で解説することを目的としている。**緊急の場合は避難指示に関する助言**も行う。



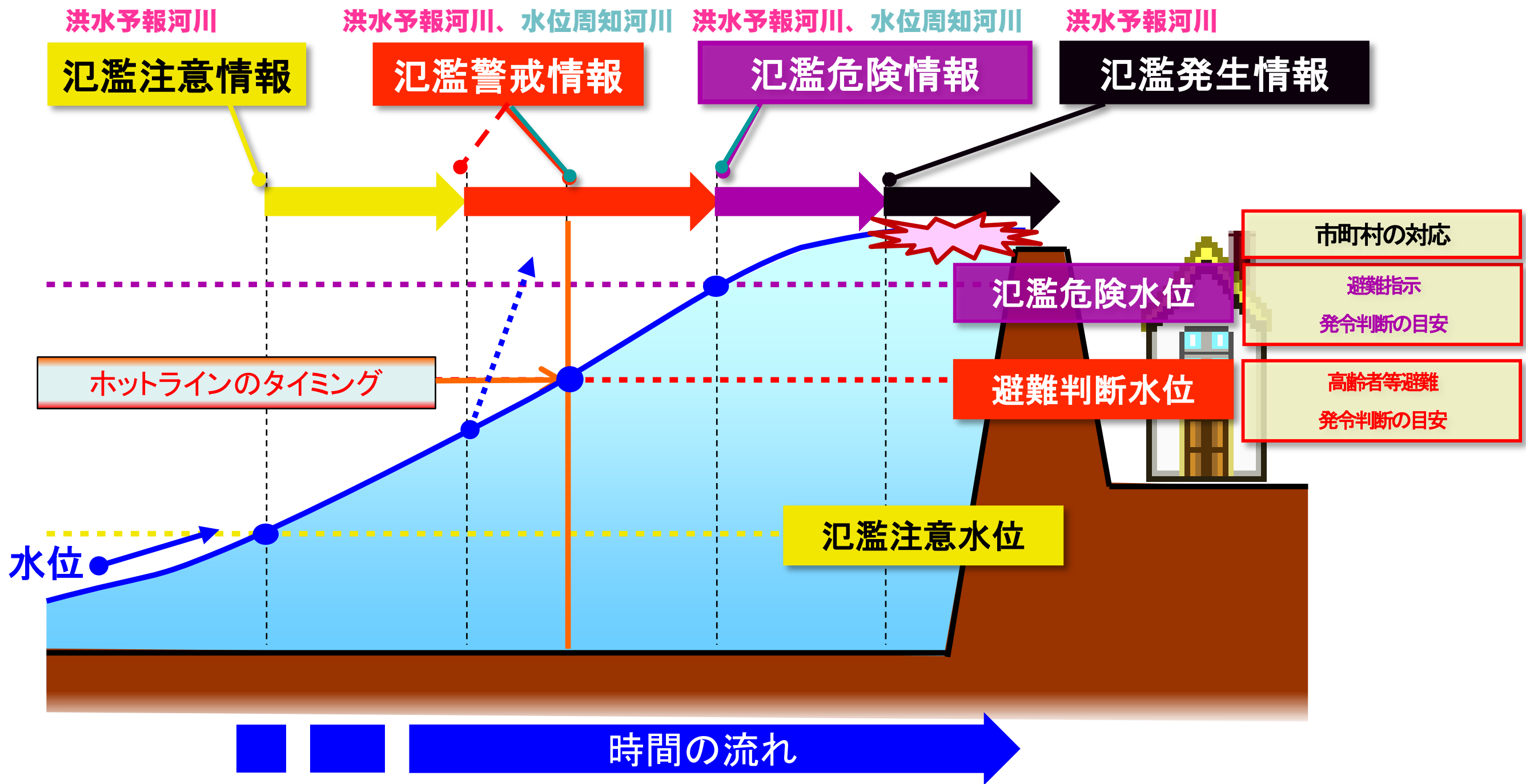
＜国・都道府県から市町村等への助言、勧告、指示に関する規定＞

	法令	指示・助言者	対象	要件等
助言・ 勧告・ 指示	災害対策基本 法第61条の2	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 都道府県知事	市町村長	市町村長から助言を求められた場合の必要な助言
	水防法第48条	国土交通省 都道府県知事	都道府県、 水防管理団体	水防に関して必要な助 言・勧告

災害対策基本法第61条の2では、市町村長が避難のため立ち退き又は緊急安全確保措置を支持しようとする場合に指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、助言を求めることができ、**助言を求められ場合には必要な助言をする**ものと規定されている。

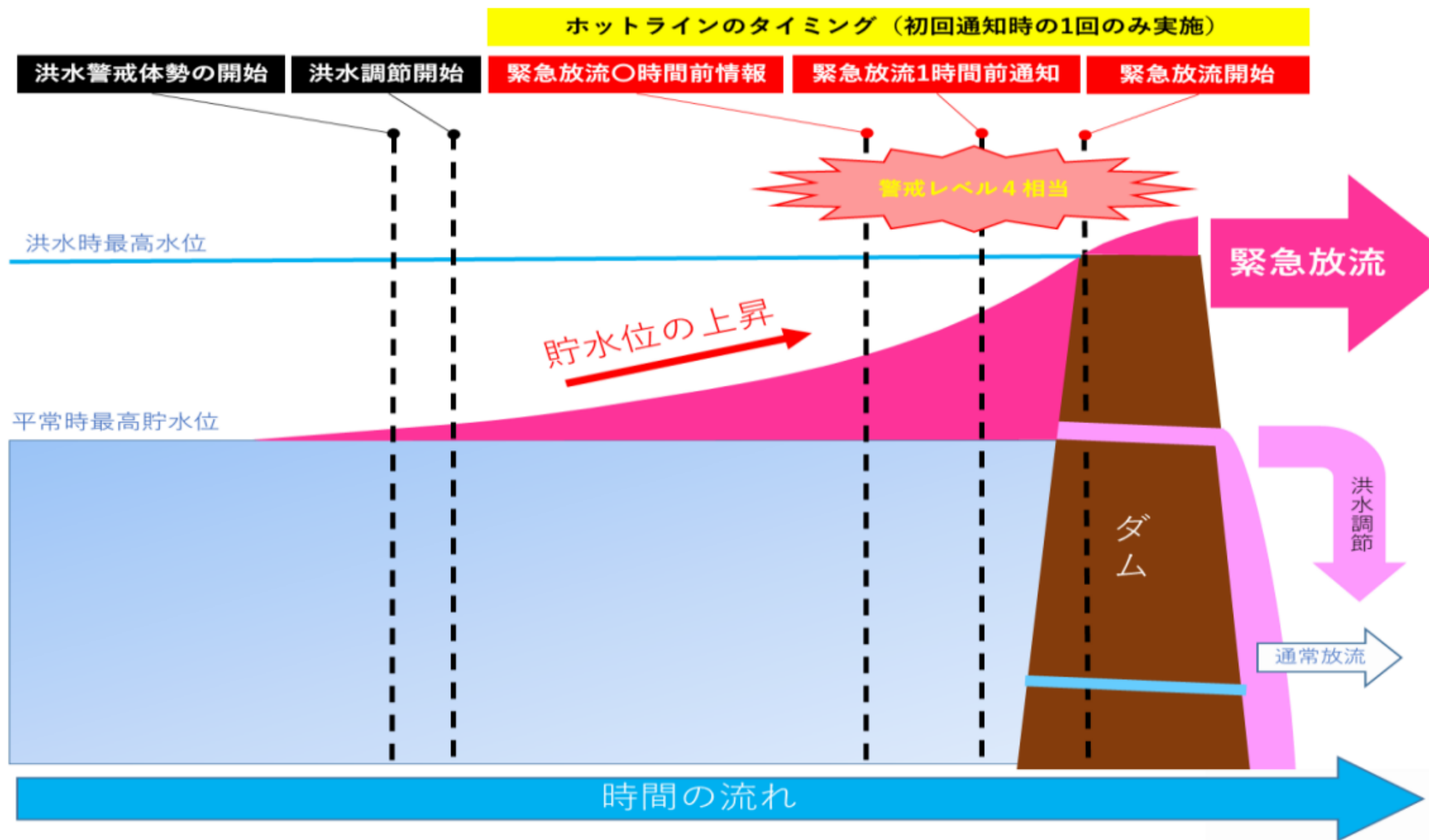
水防法第48条では、助言・勧告が規定されており、河川管理者及び水防法を所管する国又は都道府県から、専門的立場における判断、意見を提供する必要がある場合は、この法律に基づき**市町村長等に対して避難指示を行うよう助言、勧告、指示を行うことが可能**となっている。（出典：中小河川ホットライン活用ガイドライン（案）より）

2. ホットラインについて



2. ホットラインについて

◆ 県管理ダムにおけるホットラインイメージ



3. タイムラインについて

「流域タイムラインの作成・活用」の推進

総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第2弾(重点推進施策)

✓ **住民避難: 一人でも多くの方が、円滑に避難できるように** → リスクコミュニケーション※ツールの積極活用

※自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者(国、地方公共団体、指定公共機関に加え、民間企業や国民の皆様も含む)が、複数の主体間で行うコミュニケーション(情報共有、意見交換、協働など)

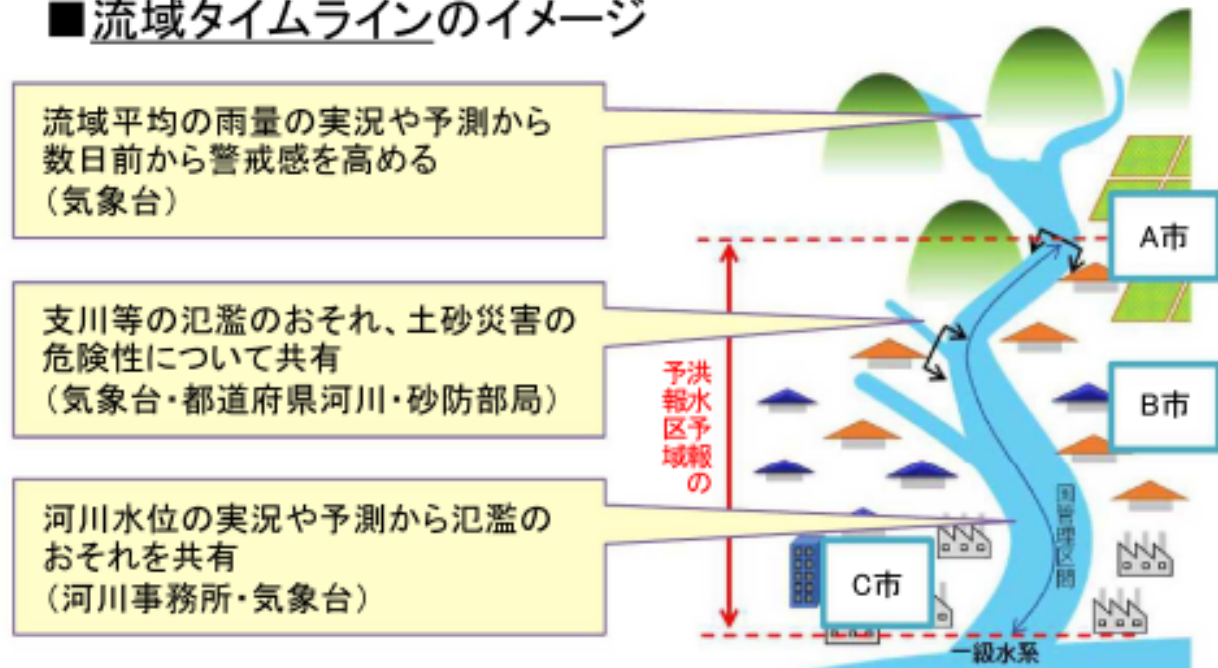
＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞

- ・ 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で関係自治体をまとめて作成。
- ・ 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。(不断の改善により防災対応をブラッシュアップ)

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞

- ・ 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

■流域タイムラインのイメージ



■水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省 防災業務計画等 (地方整備局、河川事務所等)	①流域タイムライン (多機関連携型タイムライン)
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	②市区町村タイムライン (多機関連携型タイムライン)
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティタイムライン
個人、事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	③マイ・タイムライン (デジタル・マイ・タイムライン)

避難情報着目型タイムライン
(多機関連携型タイムライン) 従来

4. 河川浸水想定区域について

- 水防法改正案：流域治水関連法案として令和3年2月2日閣議決定、令和3年5月10日公布
- 洪水等の**浸水想定区域の指定**と**ハザードマップの作成**を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消

【洪水浸水想定区域】

＜従来＞洪水予報河川、水位周知河川

＜改正＞上記以外の河川(その他河川)を追加

洪水浸水想定区域の指定
(想定最大規模降雨)

ハザードマップ
(市町村作成)

県管理河川

水系	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川 水位周知河川 (指定済み) 	小規模河川 (令和7年度までに指定)	ダム下流 (今後、指定予定)
1級	15	95	5
2級	23	99	3
合計	38	194	8

令和7年度までの指定に向けて検討に着手